

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の 対応ガイドライン

令和3年8月

(令和4年2月改定)

(令和4年8月改定)

(令和5年5月改定)

大分県教育庁教育改革・企画課
体育保健課

*令和5年5月改定については、令和5年4月28日付け5文科初第345号「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」及び5文科初第347号「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」を反映

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で幼児・児童・生徒（以下、「児童生徒等」という。）や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇の取得等により出勤させないようにする。

2. 出席停止の措置について

- 学校は、日頃から児童生徒等や教職員に対し、感染が確認された場合は、速やかに学校に連絡することを徹底する。
- 学校は発症日（症状がない場合は検体を採取した日）を本人又は保護者に確認する。
- 校長は、感染した児童・生徒等について出席停止の措置を講じる。
- 出席停止措置の取扱いに関する留意事項
 - ・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすること
 - *無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること
 - ・「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
 - ・「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること
 - ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと
 - ・学校保健安全法施行規則第19条第2号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないこと
 - ・学校は感染者が発生したことについて学校医にも情報を共有すること
- 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書等の取得に対する配慮について
 - ・これまでと同様、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等が、出席停止

の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はないこと。また、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ないこと

○濃厚接触者の取扱いについて

・令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなくなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われなかったこと等を踏まえ、

- ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
- ・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと

3. 臨時休業の判断について

○学校は、日頃から学校等欠席者・感染症情報システムなどを利用し、地域の感染状況等を把握しておく。

学校内で感染が拡大している可能性がある場合においては、設置者は、必要に応じて学校医等とも相談しつつ、以下のとおり臨時休業を検討する。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②その他、設置者が必要と判断した場合

※ ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

○上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

○学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。